

医学管理 診療情報提供料 (2020年度)



アイネット・システムズ株式会社

⑬診療情報提供料（Ⅰ）250点

患者紹介時の文書による情報提供を評価した点数となり、医療機関同士だけではなく、保険薬局や介護施設などへの紹介時も、要件を満たせば算定が可能。

今回の改定では、医療的ケア児が安心して学校に通えるよう、主治医から学校医への情報提供が新たに算定対象となりました。

具体的には、児童福祉法に規定する「人工呼吸器を装着している障害児
その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」である患者について、小・中学校や特別支援学校等の学校医（委嘱医を含む）に対して、患者が学校生活を送る上で必要な情報提供をした場合に算定。

また、加算としては、歯科医療機関連携加算2が新設。

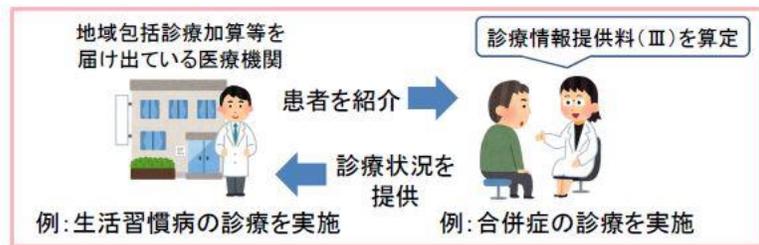
【診療情報提供料（I）の加算】

加算	点数
ハイリスク妊婦紹介加算	200点
認知症専門医療機関紹介加算	100点
認知症専門医療機関連携加算	50点
精神科医連携加算	200点
肝炎インターフェロン治療連携加算	50点
歯科医療機関連携加算 1	100点
歯科医療機関連携加算 2 (新設)	100点
検査・画像情報提供加算	30点（入院以外）

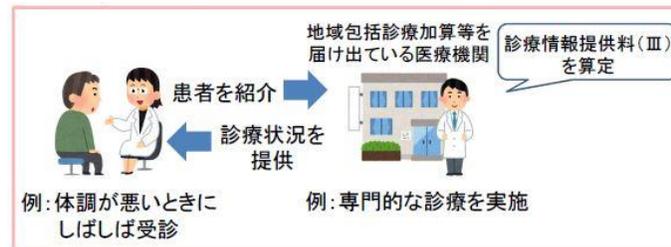
⑬診療情報提供料（Ⅲ） 150点

- (1) 他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定
- (2) 妊娠している患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要性を認め、患者の同意を得て、当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合は、月1回に限り算定

【対象患者】 ①地域包括診療加算等を届け出ている医療機関から紹介された患者



③地域包括診療加算等を届け出ている医療機関に紹介された患者



②産科医療機関から紹介された妊娠している患者又は産科医療機関に紹介された妊娠している患者



ご清聴ありがとうございました



アイネット・システムズ株式会社